

○越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例

平成 12 年 9 月 29 日

条例第 41 号

改正 平成 17 年 3 月 31 日条例第 2 号

平成 17 年 12 月 27 日条例第 58 号

平成 27 年 12 月 21 日条例第 48 号

令和 4 年 12 月 26 日条例第 31 号

(設置)

第 1 条 越谷市情報公開条例（平成 11 年条例第 10 号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、越谷市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、答申する。

(1) 情報公開条例第 22 条の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 個人情報保護法第 129 条の規定に基づく越谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 32 号）第 8 条の規定により審議会に諮問することとされた事項

(3) 越谷市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 34 号）第 50 条の規定により審議会に諮問することとされた事項

2 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長から報告を受け、及び意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の推薦する者

(2) 公募による市民

(3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、第2条第1項の規定により審議するために必要があると認めるときは、同項各号に掲げる事項を所管する機関の職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第 1 0 条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、審議会が定める。

(罰則)

第 1 1 条 第 8 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 5 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年条例第 2 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年条例第 5 8 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年条例第 4 8 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年条例第 3 1 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前に越谷市個人情報保護条例の規定に基づき越谷市情報公開・個人情報保護審議会に意見を聴き、又は報告することとされた事項に係る審議等については、なお従前の例による。